

公益財団法人タミヤ奨学会

令和5年度募集要項

1. 奨学金について

給付された奨学金は返還を要せず、他団体からの奨学金の同時受給が可能。

- (1) 支給期間： 大学入学時からその奨学生が在学する大学における学部専門課程の正規の最低就学年限の終期までとする。但し4年間を超えて支給しない。
- (2) 支給金額： 奨学金は年額300,000円を給付。月額25,000円とし、4ヶ月分を年間3回に分けて給付する（5月 9月 1月）

2. 応募資格

- (1) ・静岡県内の高等学校（高等専門学校含む）を令和6年3月卒業見込で4年制大学（夜間学部と大学通信教育は除く）に進学する学生（注1）
- (2) 学業・人物ともに優秀で健康な学生（学業成績平均が5段階評価で4.0以上）（注2）
- (3) 経済的理由から就学が困難な者（他団体からの奨学金の同時受給は可能）
- (4) 応募時の現住所が静岡県内にある者。但し、寮生活等で保護者から離れて居住している場合は、保護者の住所が静岡県内である者。

（注1）上記の4年制大学とは、国内の4年制以上の大学を指します。また、夜間学部及び大学通信教育は除きます。

（注2）学業成績平均とは、第1学年、第2学年、第3学年のそれぞれの学業成績平均の数値を平均した数値となります。

3. 奨学金支給予定者

静岡県内の高等学校（高等専門学校を含む）から4年制以上の大学へ入学する者（原則8名）。但し、同一家庭で兄弟姉妹が同時に受給することはできない。

4. 学生生活状況等の報告

奨学生は、毎年夏季及び学年終了後に学生生活状況報告書を提出し、毎学年終了後には大学の成績証明書を事務局に提出しなければならない。

5. 奨学生ガイダンス

奨学生は2年に1回、タミヤ本社で実施される奨学生ガイダンスに、学業に支障の無い範囲内で出席しなければならない。（基調講演、懇親会を実施）

6. 応募方法 ※学校を通してご応募ください。

(1) 推薦人数 高等学校（高等専門学校を含む）1校につき2名まで

(2) 応募書類

- ・奨学生願書（様式第1号） ※写真貼付（縦4.0cm×横3.0cm）
※奨学生願書の文章の内容により書類選考（人物評価）を行いますので、本人の自筆での記入を丁寧にお願ひします。特に奨学生願書の1番から3番の質問に対する回答をしっかりと記入してください。
- ・収入に関する証明書類（昨年度の源泉徴収票又は市町村役場発行の課税証明書、年金受給の場合は源泉徴収票や年金額改定通知書又は年金振込通知書など）（※全てコピー可）
※収入のある家族全員の収入に関する証明書類を提出してください。
- ・奨学生推薦書（様式第2号 学校長による推薦、成績証明済みのもの）
- ・学校健康診断の写し
- ・《大学合格済みの方のみ》大学合格を証明できる書類（大学からの合格通知のコピー等）

(3) 募集期限

令和5年10月31日（火）必着（校内選考の締め切りは学校裁量）

7. 選考方法

各高等学校等から推薦された応募者の中から、選考委員会（4名）で選考し理事長が決定する。

8. 選考結果及び奨学金の支給

- (1) 選考結果は、事務局より1月末頃にご推薦頂いた高等学校等宛に通知する。
- (2) 奨学生予定者に選考された者は、大学の合格を確認できるものを当奨学会に提示すること。但し、第1志望校でなくとも可とする。
- (3) 奨学生予定者に選考された者のうち、大学に不合格若しくは入学しなかった者は採用資格を失うものとし、あらかじめ定める補欠候補から繰り上げ採用を行い、上記(1)・(2)の手続きを行う。但し、原則、補欠人員（3名）を超えて採用しない。
- (4) 奨学生採用者は、指定された日時に理事長及び選考委員による面接を行い、人物等の確認及び奨学生認定書の授与を行う。事前に作文を提出する。
- (5) 奨学金の給付は年3回（各10万円）を奨学金受取口座指定書による届出のあった奨学生個人名義の口座に振り込む。